

令和8年1月30日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

令和7年度 大阪府在宅医療総合支援事業  
「在宅医療における特定行為推進研修会」の開催について (ご案内)

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会において、別紙のとおり、地域医療介護総合確保基金を用いた大阪府在宅医療総合支援事業に係る標記研修会を開催いたします。

ついては、誠にお手数ではございますが、会員医療機関へご周知賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます (※府医ニュース2月18日号にも開催案内を掲載いたします)。

なお、標記研修会は会場受講に加え、Webでもご受講いただけます。

会場受講を希望される場合は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、本会介護福祉課宛にFAX (06-6765-3737) をお送りいただきますよう、お願い申し上げます。

Web受講を希望される場合は、下記URLまたはQRコードよりお申し込みください。

記

日時：令和8年3月5日 (木) 午後2時～4時

会場：【会場受講】大阪府医師会館 2階ホール

【Web受講】下記URLまたはQRコードよりお申し込み

<Web受講申込URL>

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_Jym7x3otTVODs9oMCdN77w](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Jym7x3otTVODs9oMCdN77w)

<Web受講申込QRコード>



<< 事務局 >>

大阪府医師会 介護福祉課 吉田

TEL：06-6763-7002

FAX：06-6765-3737

メール：[r-yoshida@po.osaka.med.or.jp](mailto:r-yoshida@po.osaka.med.or.jp)

令和7年度 大阪府在宅医療総合支援事業  
在宅医療における特定行為推進研修会

1. 日 時：令和8年3月5日（木）午後2時～4時
2. 会 場：大阪府医師会館 2階ホール（※Web受講併用）
3. 対 象 者：医師、在宅医療・介護連携推進事業担当者（コーディネーター）、  
看護師、薬剤師、行政職員、地域包括支援センター職員、  
介護支援専門員等の在宅医療に関わる多職種など
4. 会場定員：200名
5. 生涯教育：2単位（CC：80）

《 次 第 》

（1）開 会

挨拶 大阪府医師会 理事 前川たかし  
座 長 府医「介護・高齢者福祉委員会」委員  
生野区医師会 理事  
医療法人葛西医院 院長 小林 正宜

（2）研 修

「在宅現場における特定行為の推進

～手順書作成および訪問看護との連携促進について～

長尾クリニック 院長 長尾 典尚  
訪問看護ステーションあらい 管理者 新井茂登子

（3）質疑応答・意見交換

（4）閉 会

＜Webによる受講方法について＞

◇利用システム：Zoomを利用したWeb受講となります。

①インターネットによる申込：下記URLまたはQRコードよりお申し込み

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_Jym7x3otTVODs9oMCdN77w](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Jym7x3otTVODs9oMCdN77w)

②申込直後にメールが届きます

メールの文面に研修会の参加ページURLが記載されています。

※メールが届かない場合は、恐れ入りますが、

[r-yoshida@po.osaka.med.or.jp](mailto:r-yoshida@po.osaka.med.or.jp)（担当：吉田）までご連絡ください。



◇当日の参加方法

①申込直後および開催1日前（※午後4時頃まで）に届く案内メールの文面に当日の参加ページURLが記載されています。そちらをクリックしてご参加ください。

②ネット回線が混み合う可能性があるため、開始時刻までに余裕をもってご参加ください。



医師向け

# 訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」 紹介編

訪問看護師が特定行為研修を受講することで、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担えるようになります。

医師のみならずの負担を軽減し、働き方改革を実現するための方策として期待されています。

### 訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する  
輸液による補正



褥瘡または  
慢性創傷の治療における  
血流のない壊死組織の除去



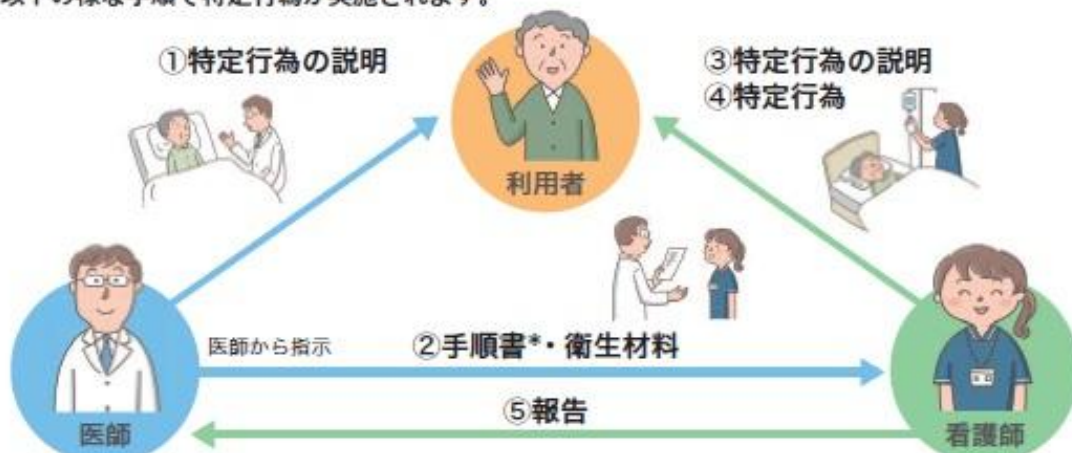
気管カニューレの交換



胃ろうもしくは  
経ろうカテーテル  
又は胃ろうボタンの交換

### 特定行為の流れ

以下の様な手順で特定行為が実施されます。



\*手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる場合の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が記載されているもの。なお、手順書は医師があらかじめ作成するものだが、必要に応じて看護師と連携して作成することもできる。

### 診療報酬

- ・在宅療養指導管理料…算定できます
- ・訪問看護指示料…300点
- ・手順書加算…6月に1回限り、150点
- ・衛生材料等提供加算…80点

## 訪問看護師による特定行為のメリット

### ▶ 利用者へのメリットと具体例

#### メリット1 悪化を予防



訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント

脱水を予測し補液の必要性を判断

手順書に従って点滴を実施



脱水の予防による病状の改善

#### メリット2 治療を促進



訪問看護師による褥瘡の観察

臨床推論に基づく全身のアセスメントと判断

タイムリーに処置を実施・変更、栄養を管理



褥瘡の早期治療

#### メリット3 生活を守る



訪問看護師による在宅での特定行為

- 生活リズムの中で必要な処置を受けることができる
- 臨時的訪問診療の回数が減り、時間的・経済的負担が軽減する
- 医療機関を受診する必要性が減り、移動の負担も軽減する



### ▶ 医師へのメリット

#### スムーズな治療判断

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント、医学的見地を踏まえた報告、タイムリーな情報提供により、治療判断がスムーズになる。



#### 医師の業務量の軽減

- 気管カニューレや各種カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることが可能となり、他の業務に専念できる。
- 病状の変化、カテーテル等のトラブルなどに対し手順書の範囲で訪問看護師が対応可能となり、医師が早急な対応を迫られる頻度が減る。



例えば医師が外来診療中、訪問看護師が在宅で対応可能

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

【厚生労働省】 特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

【日本医師会】 看護師の特定行為に係る手順書例集（厚生労働省ホームページ）

[https://www.med.or.jp/doctor/sien/s\\_sien/009642.html](https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html)



厚生労働省



日本医師会

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>

